

第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持のうち、洪水、高潮等による災害の防止又は軽減にあたっては、国土保全管理情報を適確に収集する他、河道、河川敷、堤防及びその他の河川管理施設等を良好な状態に保ちその本来の機能が発揮されるよう、日頃からの河川巡視等やモニタリングにより異常の早期発見に努め機動的な維持管理を行うとともに、河川管理施設等の機能の維持更新を計画的に行う。また、河川管理施設については、操作規則、操作要領等に基づき適切な操作を行い、機能の維持に努める。一方、洪水、高潮等の発生により堤防等の河川管理施設が被災した場合には、二次災害を防止するため、応急的に機能回復を図り出水期終了後に速やかに本復旧を行うとともに、平常時においても、被害の軽減のため洪水、高潮体制の充実に努めるほか、関係自治体と連携してハザードマップの作成・頒布等の情報提供体制の充実に努める。

また、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の保全にあたっては、現況の流水機能の劣化防止や濁水調整体制の維持に努めるとともに、河川敷の公有化などによる河川の秩序ある利用形態、河川のもつ人と川との豊かなふれあい機能等を維持する。

さらに、これまでの歴史的背景を踏まえ、河川管理者、関係機関、自治体、学識経験者、自治会及び市民団体等が、各々の責務を認識し、有機的に連携を図りながらきめ細かな河川管理を目指す。なかでも、川に関するモニター（監視）、レンジャー（警備）、レスキュー（災害時の救出）機能を担うボランティアを実施する市民に対して、その活動を支援する制度などを充実し、「協働の維持管理」を推進する。

表-2-3-1 洪水、高潮等による災害の防止又は軽減に資する主な河川管理施設等

主な河川管理施設等		施行の場所	
堤防		直轄管理区間内の堤防整備区間 (多摩川：約106.3km、浅川：約25.7km、大栗川：約1.7km)	
樋管	多摩川	調布排水樋管 玉川排水樋管 草花第二排水樋管 草花排水樋管	大田区田園調布(左岸13.2k) 世田谷区玉堤(左岸15.6k) 羽村市羽中(右岸53.6k) 羽村市羽中(右岸54.0k)
	大栗川	小河原排水樋管	多摩市関戸(左岸1.0k)
	浅川	滝合排水樋管 西長沼排水樋管 大和田排水樋管	日野市東平山(左岸5.4k) 八王子市長沼町(右岸5.9k) 八王子市大和田町(左岸9.9k)
水門	多摩川	羽田第一水門 羽田第二水門 六郷水門 三沢川水門	大田区羽田(左岸1.8k) 大田区羽田(左岸2.5k) 大田区南六郷(右岸4.1k) 多摩区上布田(右岸25.7k)
堰	多摩川	二ヶ領宿河原堰	多摩区宿河原(22.4k)
観測システム	水位観測所	多摩川河口観測所(川崎市川崎区殿町)等 6箇所	
	低水観測所	石原観測所(調布市多摩川)等 6箇所	
	高水観測所	田園調布(下)観測所(大田区田園調布)等 7箇所	
	雨量観測所	田園調布出張所(大田区田園調布)等 10箇所	
	底質分析地点	大師橋(川崎市川崎区大師河原)等 8地点	
	水質自動監視計	二子橋(世田谷区玉川)等 6箇所	
	地震計	多摩出張所(稲城市大丸)等 5箇所 【他、予備3箇所】	
	地下水位計	狛江(狛江市猪方)等 5箇所	
緊急用船着場	幸町緊急船着場 大田区緊急船着場	川崎市幸区幸町(右岸6.4k) 大田区多摩川(左岸8.4k)	
緊急用河川敷道路	多摩川左岸延長 約15.4km、右岸延長約11.7km 総延長 約27.1km		
水防拠点	多摩市関戸(右岸34.1k)		
備蓄資材基地	田園調布出張所等 18箇所		

表-2-3-2 人と川のふれあいの確保に係る主要な河川管理施設等

主な河川管理施設等	施設の件数及び整備済み延長
川の一里塚	多摩川左岸 7箇所 右岸 1箇所 計 8箇所
岸辺の散策路	多摩川左岸 約23km 右岸 約6km 計約29km
水辺の楽校	多摩川左岸 1箇所
緩傾斜坂路(スロープ)	多摩川右岸 1箇所

※上記施設の維持管理については、関係自治体と調整を図り、適切な分担のもと行う。
(上記の施設は平成12年度迄に整備されているものである)

表-2-3-3 流水の正常な機能の維持及び河川環境の保全に係る主要な河川管理施設等

主な河川管理施設等	施行の場所	
魚道	二ヶ領宿河原堰左右岸	多摩区宿河原(22.4k)
	二ヶ領上河原堰左右岸	多摩区上布田(25.8k)
	京王線護床工	多摩市関戸(35.1k)
	四谷本宿用水堰左岸	国立市泉町(38.2k)
	羽村床止第三	羽村市羽(53.3k)
	羽村床止第二	羽村市羽(53.4k)
浄化施設	野川浄化施設	狛江市野毛(18.2k)
	平瀬川浄化施設	川崎市高津区溝口(18.6k)
	根川浄化施設	日野市新井(38.4k)
	谷地川浄化施設	八王子市栄町(k)

(H12年度時点)

第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

(1) 国土保全管理情報の収集・提供システム

河川の維持を適切に行うため、河川現況台帳の整備・保管や水理、水文、水質等の情報をはじめとして、土地利用や土砂の移動状況などの国土保全管理に関するデータの収集を行う。また、データの収集にあたっては、観測施設を適切に配置するとともに観測手法についても高度化を図る。

さらに、人工衛星によるモニタリング等、高度化する技術を活用しつつ、時代に応じた収集提供システムを早急に整え、地域住民にこれらの情報を提供する。

表-2-3-4 国土保全管理データ収集・提供に係る主要な施設一覧

観測システムの種類	施設名
【水位観測施設】 多摩川 6箇所 大栗川 1箇所 浅川 2箇所	多摩川河口、田園調布(下)、田園調布(上)、石原、日野橋、調布橋 報恩橋 高幡橋、浅川橋
【低水流量観測施設】 多摩川 3箇所 大栗川 1箇所 浅川 2箇所	石原、日野橋、調布橋 報恩橋 高幡橋、浅川橋
【高水流量観測施設】 多摩川 4箇所 大栗川 1箇所 浅川 2箇所	田園調布(下)、石原、日野橋、調布橋 報恩橋 高幡橋、浅川橋
【雨量観測所】 多摩川 6箇所 大栗川 1箇所 浅川 2箇所 秋川 1箇所	田園調布出張所、多摩出張所、日野橋観測所、多摩川上流出張所、御岳観測所、小河内観測所 柚木観測所 美山観測所、高尾観測所 桧原観測所
【底質分析地点】 多摩川 6地点 大栗川 1地点 浅川 1地点	大師橋、調布堰、兵庫島、多摩川原橋、関戸橋、拝島橋 報恩橋 高幡橋
【水質自動監視計】 多摩川 5箇所 浅川 1箇所	六郷橋、石原、二子橋、日野橋、拝島橋 高幡橋
【国土交通省設置地震計】 5箇所(予備3箇所)	六郷橋、新二子橋、多摩出張所、相武国道工事事務所、多摩川上流出張所(京浜工事事務所、鳥山、御殿場)
【地下水位計】 5箇所	多摩高校、狛江、多摩川小学校、潤徳小学校、南富士見小学校
【河川情報収集・提供システム】	京浜工事事務所、田園調布出張所、多摩出張所、多摩川上流出張所

※上記の観測所は平成12年度迄に整備されている施設でありその後整備される施設については、随時追加する。

(2) 河川の形状機能

河川監理員等により、河川区域、河川保全区域、河川予定地及び高規格堤防特別区域における行為の状況等について、日々の巡視を行い状況把握をするとともに適宜モニタリングを実施する。また、河川パトロールカーや河川巡視用バイク等の巡視用機材についても適切な管理を施す。なお、河川巡視にあたっては、河川監理員の補助を的確に行う資質を有する河

川巡視員の確保に努める。

洪水発生等により河道内に堆積した土砂については、モニタリングの結果等により洪水の安全な流下に支障となる場合に瀬・淵など環境上の影響にも配慮して適正に掘削、浚渫を行う。また、河道内の樹木については、その繁茂が洪水の安全な流下の支障となる場合においては、周辺の植生や生物の生息、生育環境に十分配慮した上で伐採を行う。河床が安定していることから、河床の異常な低下を防止し環境を保全するため砂利採取規制を全川で継続する。

(3) 河川管理施設の機能

堤防や水門等の河川管理施設については、洪水（内水を含む）及び高潮に対する所要の機能が発揮されるよう維持修繕及び補修を行うと共に、他の工作物の管理についても審査・指導を適切に行う。さらに、堤防等の除草については、堤体の機能の維持等の観点から適宜作業を行う。洪水、高潮及び地震等による災害に伴う河川管理施設の被害については適宜、復旧対策を行うとともに、災害後の適切なモニタリングを実施し必要に応じ河岸維持管理法線の見直し等を行う。

加えて、旧来から受け継がれてきた伝統的河川工法により設置された河川管理施設については、必要性をその都度、吟味した上で適切に保全を行う。

河川管理施設の効果が最大限に発揮されるよう水位、流量、雨量等を確実に把握するとともに、的確かつ迅速に、操作規則・操作要領に定められた方法に基づく適切な操作を行い、河川巡視による適切な操作の確認を実施する。他の工作物についても適切な操作を行うよう審査・指導を行う。

また、施設操作にあたっては、的確に行う資質を有する操作員の確保に努めるとともに、その技能の保持向上を図る。

さらに、情報機器の発達に伴って遠隔操作システムを補完的に整備する。

表-2-3-5 河川管理施設の操作に係る主要な河川管理施設一覧

操作に係る河川管理施設の種類		施設の名称
堰	多摩川	二ヶ領宿河原堰
水門	多摩川	三沢川水門、六郷水門、羽田第二水門、羽田第一水門
樋管	多摩川	草花排水樋管、草花第二排水樋管、玉川排水樋管、調布排水樋管
	大栗川	小河原排水樋管
	浅川	大和田排水樋管、西長沼排水樋管、滝合排水樋管

(平成12年度)

表-2-3-6 主要な河川管理施設の操作の概要

河川管理施設名	施設操作の操作基準
二ヶ領宿河原堰 (多摩川)	(平常時)AP. +19.10m~19.40mの水位に確保する (出水時)ゲートの引き上げ及び転倒の操作を行う

表-2-3-7 多摩川における伝統工法施設一覧

	対象施設
伝統工法の種類	石だし：2箇所、石張り：1箇所、杭出し水制：6箇所、水制：2箇所 牛枠：2箇所、板柵：2箇所、杭打型枠・連石：1箇所、聖牛：5箇所 かすみ堤：2箇所

伝統工法施設の保全にかかる施行の場所は保全候補箇所、当該伝統工法の歴史的価値等を勘案の上決定。

(4) 洪水・高潮対策の体制

破堤等を未然に防止し河川管理施設の機能の維持に資するため、重要な水防必要箇所を定め、その箇所を水防管理者に周知し、毎年出水期前に合同巡視及び水防訓練等を実施するなど水防管理者と連携を図り、洪水・高潮対策の強化を行う（表-2-3-9、表-2-3-10）。さらに、出水時には、洪水予報を気象庁と共同で発表するとともに、水防活動が必要と判断した場合には、基準水位観測所ごとに的確な水防警報を発令し、水防活動の実施を指示する（表-2-3-8）。

表-2-3-8 基準水位観測所及び洪水予警報区一覧

河川	基準水位観測所	洪水予報区 水防警報区
多摩川	多摩川河口 (0.1k) 川崎市川崎区殿町	・洪水 (左岸) 対象区なし (右岸) 対象区なし ・水防 (左岸) 自 河口 至 大田区東六郷 (右岸) 自 河口 至 川崎市川崎区旭町
	田園調布(上) (13.4k) 大田区田園調布	・洪水 (左岸) 自 大田区東六郷 至 世田谷区喜多見 (右岸) 自 川崎市川崎区本町 至 川崎市多摩区堰 ・水防 (左岸) 同上 (右岸) 同上
	石原 (27.7k) 調布市多摩川	・洪水 (左岸) 自 狛江市駒井町 至 府中市四ッ谷 (右岸) 自 川崎市多摩区宿河原 至 多摩市一の宮 ・水防 (左岸) 同上 (右岸) 同上
	日野橋 (39.8k) 日野市日野	・洪水 (左岸) 対象区なし (右岸) 対象区なし ・水防 (左岸) 自 国立市三屋上 至 昭島市縄島 (右岸) 自 日野市落川 至 八王子市高月町
	調布橋 (59.6k) 青梅市長淵	・洪水 (左岸) 自 福生市福生 至 青梅市青梅 (右岸) 自 あきる野市小川 至 青梅市畑中 ・水防 (左岸) 同上 (右岸) 同上
浅川	浅川橋 (11.4k) 八王子市大横町	・洪水 (左岸) 対象区なし (右岸) 対象区なし ・水防 (左岸) 自 日野市石田 至 八王子市中野上町 (右岸) 自 日野市落合 至 八王子市元本郷町

(平成12年度時点)

表-2-3-9 洪水・高潮対策に係る施設一覧

河川の維持の種類	施設名
水防拠点 (資器材置場、土砂置場等)	・関戸
備蓄資材基地	・南六郷、田園調布出張所、溝の口、染地、小柳町6丁目、常久、多摩出張所、大丸、是政、関戸3丁目、高月、多摩川上流出張所、石田、万願寺、川辺堀之内、東豊田1丁目、長沼、北野町

※上記の施設は平成12年度迄に整備されているものであり、その後整備される施設については、随時追加する。

表-2-3-10 災害対策関連機材一覧

災害対策関連機材
災害対策車、通信車、排水ポンプ車、照明車、河川管理船、水面清掃船、浚渫船 等

※上記の施設は平成12年度迄に整備されているものであり、その後整備される機材については、随時追加する。

(5) 広域防災機能

河川敷の避難空間としての機能を維持するとともに、広域防災対策として整備する地域防災活動拠点（水防拠点及び河川防災ステーション）、樹林帯、緊急用河川敷道路、緊急用船着場等を平常時から関係自治体と連携し適正な維持管理を行う（表-2-3-11）。

また、災害時の緊急用船着場への航路確保のため、河口から多摩川大橋の区間については、災害復旧に用いる船舶の規模にあわせ現状の河床形状を勘案し、必要な航路幅と維持管理河床高を適正に維持管理する。

さらに、地震発生後の防災用水として、関係機関と連携し、多摩川の河川水の有効活用に努める。

なお、関係機関と連携して防災救命技術・システムの開発、普及に向けた支援対策を行うとともに、災害時に個人や地域の団体が自ら判断して互いに協力し活動できる自助互助システムの構築支援を図る。

表-2-3-11 危機管理対策に係る主要な施設一覧

施設の種類	施設名及び整備延長
緊急用船着場	幸町緊急船着場、大田区緊急船着場
緊急用河川敷道路	・多摩川左岸延長 約15km、右岸延長 約12km ・総延長 計 約27km

※上記施設の維持管理については、関係自治体と調整を図り、適切な分担のもと行う。
（上記の施設は平成12年度迄に整備されているものである）

(6) 情報システム

所管専用通信網及び光ファイバネットワーク等を用いた情報通信機能を活用し、的確な水防、警戒避難及び復旧に資するため災害時の即時対応システムを構築し、維持更新していく。なお、情報管渠等を通信事業者等に開放し、情報通信網の基盤整備に貢献する。また、インターネット等を積極的に活用した多言語による防災情報提供システムを構築し、より多くの地域住民へ情報伝達を行う。さらに、関係機関や地域住民等に対して行われる災害時の避難方策等の防災教育を支援する。

第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、並びに河川環境の保全に関する事項

(1) 流水機能

流水機能については、現況の流水機能の劣化を防ぐために河川管理施設だけでなく他の工作物等も含めた既存の施設等を積極的に活用して適切な水量と水質（底質を含む）の確保とその維持保全を目指す。

また、水質汚濁の改善のため、河川浄化施設の機能の維持に努め、必要に応じ施設更新を図っていく（表-2-3-12）。一方、水質事故等の緊急時に迅速に対処するため、水質自動監視装置の増設や平常時の河川巡視員による日々の監視の徹底に努めるとともに、万一の油流出

等の水質異常発生時には、「関東地方水質汚濁対策連絡協議会」に参加する都県、政令市等の関係機関と連携し、被害の拡大防止に努める。

さらに、水生生物の生息・繁殖環境の保全のため、水の流れ等の連続性を保つよう河川管理施設等の適切な維持管理に努めるとともに、他の工作物に関する河川法の許認可にあたっては、水の流れの連続性の確保について指導する。

表-2-3-12 河川浄化施設一覧

	施設名
河川浄化施設	野川浄化施設、平瀬川浄化施設、根川浄化施設、谷地川浄化施設

※上記の施設は平成12年度迄に整備されているものであり、その後整備される施設については、随時追加する。

(2) 渇水調整体制

河川流量が減少し渇水対策が必要となった場合の情報提供や情報伝達等について、関係機関や水利使用者等と連携して体制を構築し、被害の軽減に努める。

このため、平常時から河川管理者及び水利使用者等との間において、情報、意見交換を定期的に行うために設置された「多摩川水系利水関係者連絡会」を活用し、適切な低水管理及び円滑な水利使用について対処していく。

また、渇水に強い社会をつくるため、水を大切にする節水型社会や水資源有効活用型社会に向けて関係機関等と一体となって取り組む。

(3) 秩序ある利用形態

河川法に基づく占用許可に関しては、河川利用を計画的に行うために8つの機能空間の内容と性格を遵守し、施設管理者及び占用者に対して許認可時に適切な指導を行う。人工系空間の占用許可に際しては、多摩川の自然環境に配慮した秩序ある利用を図っていくため、下記の4つの原則に従った審査・指導を行う（表-2-3-13）。一方、自然系空間及び河岸維持管理法線より滲筋側の空間においては、河川法に基づき車両等の乗り入れを禁止若しくは大幅な制限措置を講ずるとともに、生態系保持空間においては、植生等の保全や学術研究目的等以外での人の出入りを規制する等の管理方針に基づき的確な利用に供するよう指導する（表-2-3-14）。

また、自然系空間及び河岸維持管理法線より滲筋側の空間において占用許可し利用させる場合は、各占用者に対し自然環境への配慮を義務付けるとともに、状況に応じて代償措置や動植物の保全対策の条件を付す。

表-2-3-13 人工系空間の占用許可に係る4つの原則

1. 万人が使える日が適切にあること
2. 裸地化を極力さけること
3. 生態系及び水質への悪影響が懸念される化学物質等は極力使用しないこと
4. 多くの市民の要望を受けていること

表-2-3-14 自然系空間における管理方針

機能空間区分		人の出入り	車両の出入り
自然系空間	生態系保持空間	原則禁止 学術研究目的等は可	原則禁止 学術研究目的等は可
	情操空間	自由使用	原則禁止 学術研究目的等は可
	文教空間、 自然レク空間	自由使用	原則禁止
	河岸維持管理法線より 滲筋側の空間	自由使用	原則禁止

注1：「自由使用」とは、人の出入りは自由であるが、みだりに排他独占的な使用や破壊・損傷行為等をしてはならないことの意味である。

注2：「原則禁止」とは、河川法に基づく乗り入れ規制及び車止め等の物理的規制など、現行法制上で河川管理者がとりうる措置の実施を指す。

不法占用・不法行為については、洪水を安全に流下させる上での阻害となるなど防災上の観点も踏まえ関係機関と協力しつつ早期の是正に努める。また、水面の利用に当たっては、秩序ある利用を維持していくため、利用標識板の設置を含めた水面利用の調整を図るとともに、秩序ある水面利用の支障となる不法放置船舶等に対する対策を自治体、関係機関等と連携して推進する。

さらに、河川敷での野宿生活者（ホームレス）の増加に対しては、中央省庁、関係自治体が一体となって設立した「ホームレス問題連絡会議」での動向を踏まえながら、関係機関と協力し適切に対処していく。

加えて、首都圏に残された広大な水と緑の空間である多摩川を利用する人々の増加に伴い水難事故が多発していることに対処するため、河川管理者並びに、沿川自治体、警察署、消防署等からなる「多摩川水難事故防止協議会」を設置運営し、防止に努める。

(4) 河川美化体制

河川美化のため、河川愛護月間やクリーン作戦等の河川美化活動を通してゴミの持ち帰りやマナー向上の啓発を行うとともに、ボランティアを活用した監視制度や反則金制度の導入、及び不法投棄を発見した場合の円滑な現状回復方策など不法投棄の未然防止のために関係自治体と連携して対策を検討していく。

近年河川敷における仮設小屋の設置や廃棄物の放置等が増えつつあり、流域住民からは、河川景観上、また衛生上の観点からその対策を求められているため、適切に対処していく。

(5) 人と川のふれあい機能

多摩川を利用する人々が快適に河川を利用できるよう設置された「岸辺の散策路」、「川の一里塚」等とその機能が確保されるよう、自治体、市民団体等と連携し、適正に維持管理を行う（表-2-3-15）。また、利用者施設標示にユニバーサルデザインを導入し、万人に利用しやすい多摩川ふれあい関連施設となるよう配慮する。さらに、子供たちだけでなく地域の人々の多摩川の自然環境や水辺を利用した総合学習の支援を行うため、自然を生かした水辺や施設の維持・保全に努める。

河川におけるふれあい活動を阻害している要因を除去するため、市民ボランティアによる河川利用者への助言・注意等を含めた方策について検討を行う。

表-2-3-15 利用者支援に係る施設一覧

施設名	施設の件数及び整備済み延長
川の一里塚	・多摩川左岸 7箇所 右岸 1箇所 計 8箇所
岸辺の散策路	・多摩川左岸 約23km 右岸 約 6 km 計 約29km
水辺の楽校	・多摩川左岸 1箇所

※上記施設の維持管理については、関係自治体と調整を図り、適切な分担のもと行う。

(上記の施設は平成12年度迄に整備されているものである)

(6) 福祉関連施設の機能

高齢者・障害者や車椅子利用者などが容易に川に近づけるよう整備した緩傾斜坂路（スロープ）や水洗トイレなどの諸施設について、その機能を確保するため、適切な維持管理を図る（表-2-3-16）。また、河道外駐車場に設置した高齢者、障害者等が優先して駐車できる区画の確保がなされるよう関係機関や市民ボランティア等と連携して対処する。

表-2-3-16 福祉関連施設等維持保全に係る施設一覧

施設名	施設の件数
緩傾斜坂路（スロープ）	・多摩川 右岸1箇所

※上記施設の維持管理については、関係自治体と調整を図り、適切な分担のもと行う。

(上記の施設は平成12年度迄に整備されているものである)

(7) 河川環境モニター機能

環境モニタリングについては、これまでも「河川水辺の国勢調査」等により実施してきたが、今後も更なる調査の実施を行う。特に、これまで調査実績が少ない内分泌攪乱化学物質等に対して、モニタリング手法などの検討を行い、環境データの収集に努める。また、洪水発生後において、カワラノギクなどの貴重種を含めた自然環境の変化を把握するため、河川環境カルテによる点検を実施する。

さらに、既存の河川管理施設、許可工作物に関して環境面から点検を実施し、生物の生息・生育環境に著しく阻害となる構造物については、必要に応じ施設管理者に対して適切な対処を行うよう指導する。

加えて、市民ボランティアによる河川環境モニタリングの実施に向けた支援を行う。

環境モニタリング等により得られた調査結果により、更なる環境データの充実を図るとともに、GIS化等によりデータベースの整備を行い、インターネット等を活用した情報提供体制を充実させる。

(8) 河川環境

河川環境の保全のために、河岸維持管理法線及び河川敷や水面の区分の設定を適切に行う。なかでも、河川敷の自然環境の保全のため、人工系空間については、裸地化を極力さけるとともに、生態系及び水質へ悪影響を及ぼす化学物質等を極力使用しないよう必要な措置を講じる。一方、自然系空間及び河岸維持管理法線より滯筋側の空間においては、車両等の乗り

入れの防止や、生態系保持空間における多様な生物及びその生息・生息環境の保全や学術研究目的等以外での人の出入りを制限する等、地域住民や関係自治体と一体となって措置を講じる。このうち、生態系保持空間については、河川法に基づく「動植物の生息又は生育地として、特に保全する必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域」に指定するなどして、自然環境の保全を図る。なお、自然系空間及び河岸維持管理法線より滯筋側の空間において占用許可を行う場合は、各占用者に対し自然環境への配慮を指導するとともに、状況に応じて代償措置や動植物の保全対策等、環境保全上必要な措置の実施を求める。

さらに、学術上又は希少性の観点から重要な種・群落、注目すべき生息地を含めた生物の多様な生息・生育環境を保全するため、河道内において、シマドジョウ、アブラハヤ等の生息地となる瀬と淵及びカワラノギク、カワラバッタ等の生存する河原等が維持されるように努める。一方、本川及び支川等において、魚類等の移動に配慮するなど良好な環境の保全を図る。このため、既存の堰等に設置された魚道やワンドなどについては、その機能が十分発揮されるよう適切に維持管理やその指導を行う（表-2-3-17）。

加えて、流域の良好な自然環境を保全するとともに生物多様性を保全していくため、地域住民の適切な活動を支援するとともに、流域の森林田畑や都市部に形成される「水と緑のネットワーク」の保全を支援する。

表-2-3-17 自然環境の保全に係る整備済み施設一覧

	設置施設名及び箇所名
魚道	二ヶ領宿河原堰左右岸、二ヶ領上河原堰左右岸、京王線護床工左右岸、四谷本宿用水堰左岸、羽村床止第一、羽村床止第二
ワンド	上河原

※上記施設の維持管理については、関係自治体等と調整を図り、適切な分担のもと行う。（上記の施設は平成12年度迄に整備されているものである）

(9) 河川景観

多摩川らしい河川景観を継承していくため、多摩川の特徴を美しい調和の中に浮かびあがらせ、多摩川らしさの代表となっている多摩川八景、多摩川50景などの景観の保全に努める。

特に、下流部においては多摩川が都市景観の重要な構成要素であること、上流部においてはそのほとんどが秩父多摩甲斐国立公園区域であることに十分配慮する。

表-2-3-18 主要な保全すべき景観（多摩川八景・多摩川50景）一覧

多摩川八景	多摩川の河口、多摩川台公園、二子玉川兵庫島、多摩川大橋付近の河原、玉川上水、秋川渓谷、御岳渓谷、奥多摩湖
多摩川50景	多摩川の河口、六郷 多摩川緑地、丸子橋付近、多摩川台公園、調布堰と黒松の林、等々力渓谷、高津 せせらぎ公園、二子玉川、兵庫島、二子緑地、宿河原堰、狛江の五本松、染地の多摩川、上河原堰、二ヶ領用水、多摩川原橋の富士、是政の多摩川、是政大丸の堰、大栗川合流点付近、調布の五本松、浅川合流点周辺、浅川平山橋、日野橋と立川公園、多摩大橋付近の河原、日野用水堰付近、拝島橋と山なみ、滝山と水管橋、滝山城址、昭和用水堰付近、秋川高月橋付近、秋川渓谷、拂沢の滝、睦橋付近、五日市線と桜堤、平井川於奈淵、福生柳山公園、福生かに坂公園周辺、草花丘陵大澄山、羽村取水堰、玉川上水、小作堰周辺、狭山池、青梅 水の公園、梅郷と吉野峡、御岳渓谷、鳩の巣渓谷、教馬峡、奥多摩湖、白糸の滝、丹波渓谷、一之瀬川と渓谷

(10) 多摩川の文化育成機能

多摩川と文化の関わり合いについては、万葉集に詠まれるなど人とのかかわりが古くから記されている。室町時代には、合戦場として軍記物語「太平記」に記され、江戸時代には、平賀源内が戯曲化した歌舞伎浄瑠璃「神霊矢口渡」の舞台となるとともに、安藤広重が描いた浮世絵「東海道五十三次」に登場している。また、東京都の無形民俗文化財に指定されている祭礼の「水止舞」が受け継がれている。さらに、現在においても多摩川において撮影された映画等も多く見受けられるなど多摩川は流域の文化と深く関わっている。

このため、「多摩川流域リバーミュージアム」や多摩川週間等を通じ、市民が多摩川の文化財としての価値を見いだすことが出来るよう啓発活動を推進し、多摩川を介した文化の育成支援を行うとともに、「有吉堤」等文化資産の発掘と継承を行う。

(11) 住民等との協働システム

市民団体等が多種多様な目的をもって活動している多摩川において、市民団体、非営利機関（NPO）、地域住民及び市民ボランティア等の協力を得て河川の維持管理を行うため、市民等の主体的活動を可能とする市民活動拠点施設の維持に努める。

また、河川管理者と地域住民を繋ぎ多様な主体の自主的運営を司る人材育成の支援を図り、市民等の川での社会貢献活動を支援していくとともに、川の左右岸や源流から河口までの上下流の住民及び自治体間の交流活動及び上流部の清流や森林のみどりの保全活動等に対する支援を行う。